

随意契約理由書

本業務は、令和6年1月11日（木）の河川巡視点検により発見した、護岸ブロック基礎部の洗掘による破損を補修するものである。

当該箇所は護岸ブロック基礎部の洗掘が甚大で、背後地に存在する民地へ2次被害をもたらす恐れがあることから、早急な復旧が求められている。

これらのことから、緊急に契約を締結する必要があり、競争入札に付しては、この目的を達成できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約としたい。

復旧工事を短期間で迅速かつ的確に行う能力を有している必要があり、修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすものに該当することから、大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2（10）に基づき、比較見積りを省略し、二級河川大津川外 河川施設維持修繕工事（単価契約）（R5-2鳳土木事務所）において、現在契約中であり、すぐに業務開始が可能な天野建設㈱に本業務の発注を行うものである。

比較見積省略理由

大阪府財務規則第62条ただし書き

大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号根拠

本業務については、「施行令5号随意契約（特に急迫を要する緊急工事）標準手続きフロー図」に則り、緊急工事等施工依頼を行い、概算見積書を徴収した。

徴収した概算見積書と当事務所で積算した設計金額とを比較検討したところ、妥当と考えられることから、比較見積を省略するものです。